17年以上	349,800
18年未満	
18年以上	357,400
19年未満	
19年以上	364,600
20年未満	
20年以上	370,400
21年未満	
21年以上	375,400
22年未満	
22年以上	379,700
23年未満	
23年以上	385,000
24年未満	
24年以上	388,900
25年未満	
25年以上	392,800
26年未満	
26年以上	396,100
27年未満	
27年以上	398,100
28年未満	
28年以上	400,000
29年未満	
29年以上	401,700
30年未満	
30年以上	406,900
33年未満	
33年以上	408,500
34年未満	
34年以上	409,500
36年未満	
36年以上	410,600
37年未満	
37年以上	411,600
再任用職員	274,300

別表第十二（第五条第一項第五号及び第二項第五号関係）

経験年数	月額
	円
１年未満	207,800
１年以上２年未満	213,800
２年以上３年未満	219,400
３年以上４年未満	227,300
４年以上５年未満	233,900
５年以上６年未満	241,200
６年以上７年未満	248,100
７年以上８年未満	247,700
８年以上９年未満	252,200
９年以上10年未満	256,600
10年以上11年未満	261,100
11年以上12年未満	265,400
12年以上13年未満	271,500
13年以上14年未満	276,800
14年以上15年未満	281,800
15年以上16年未満	286,600
16年以上17年未満	292,100
17年以上18年未満	297,200
18年以上19年未満	302,000
19年以上20年未満	304,900
20年以上21年未満	307,700
21年以上22年未満	314,700
22年以上23年未満	318,500
23年以上24年未満	320,800
24年以上25年未満	322,400
25年以上26年未満	323,700
26年以上27年未満	325,500
27年以上28年未満	326,400
28年以上29年未満	327,500
29年以上30年未満	329,200
30年以上31年未満	329,700
31年以上32年未満	330,100
32年以上33年未満	331,900
33年以上36年未満	333,200
36年以上37年未満	334,200
37年以上	334,900
再任用職員	234,000

第二条　義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則の一部を次のように改正する。

第六条の二を削る。

附則中第二条を削り、第三条を第二条とし、同条に見出しとして「（学校栄養職員に係る特例）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

（暫定再任用職員に係る都道府県教員基礎給料月額等の算定の際に勘案する事項）

第三条　第二条から第五条までの規定に基づき都道府県教員基礎給料月額等（都道府県教員基礎給料月額、指定都市教員基礎給料月額、都道府県栄養教諭等基礎給料月額、都道府県事務職員基礎給料月額、指定都市事務職員基礎給料月額、都道府県特別支援学校教職員基礎給料月額及び指定都市特別支援学校教職員基礎給料月額をいう。）を算定するに当たっては、地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第五条第一項から第四項までの規定により採用された者（以下「暫定再任用職員」という。）の数及び別表第一から別表第十二までの経験年数の欄に掲げる額を勘案するものとする。

２　前項の暫定再任用職員の数については、暫定再任用職員の実数に文部科学大臣が別に定める率を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）とする。

附則別表第一から附則別表第十二までを削る。

別表第一から別表第十二までの規定中「再任用職員」を「暫定再任用職員」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、令和四年度分の教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担金から適用する。ただし、第二条の規定は、令和五年四月一日から施行する。